

「社長回答書（7項目）」の 実施計画への反映について

2021年1月25日

東京電力ホールディングス株式会社

TEPCO

1. これまでの御指摘を踏まえた「7項目」の1 F 実施計画記載内容の見直し方針

1

- 2017年7月10日の原子力規制委員会と当社社長との意見交換において、当社の原子力事業者としての適格性に関し、7つの論点が示され、同年8月25日に社長より回答書を提出※。

※ 7つの論点に対する社長回答書を「原子力事業者としての基本姿勢」という形で示したものを「7項目」と呼称。

- 前回の特定原子力施設監視・評価検討会での御指摘等を踏まえ、改めて1 F 実施計画Ⅲ 第2条の記載内容を以下の方針に基づき見直した。

【見直しに当たっての方針】

- 他の発電所には無い1 F 特有の状況や実態を記載しつつ、今後1 Fとして主体的に取り組んでいく姿勢を大幅に修文・追加
- 前回の特定原子力施設監視・評価検討会や、12/21の原子力規制委員会と当社社長との意見交換での御指摘内容を反映

2. 「7項目」の実施計画への反映案（1/4）

（基本方針）

第2条

当社は、7項目の回答等*で約束した内容を遵守する。遵守にあたっては、「福島第一原子力発電所の基本姿勢」（以下「基本姿勢」という。）を定める。

福島第一原子力発電所における保安活動は、基本姿勢に則り、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、健全な安全文化を育成し、及び維持する取り組みを含めた、適切な品質保証活動に基づき実施する。

保安活動における基本姿勢は、以下のとおり。

【福島第一原子力発電所の基本姿勢】

社長は、福島第一原子力発電所事故を起こした当事者のトップとして、福島第一原子力発電所が既に放射線による被ばくや放射性物質の拡散によるリスクが顕在化した状態であることを踏まえ、これらのリスクの低減に先手を打っていくためにリーダーシップを発揮し、福島第一原子力発電所の廃炉を安全最優先で、かつ着実にやり遂げる。

その実現にあたっては、当社は地元の要請に真摯に向き合い、決して独りよがりにはならず、地元の方々の安心につながるよう対話を重ね、主体性を持って福島第一原子力発電所の廃炉を進めていく。

2. 「7項目」の実施計画への反映案（2/4）

1. 社長は、福島第一原子力発電所事故を起こした当事者の責任を果たすために、福島第一原子力発電所の廃炉を主体的、計画的かつ着実に進めていく。
 - ・ 当社は、福島第一原子力発電所の廃炉に必要なエンジニアリングを主体的に実施できるように、社内外の支援を得ながら、人材の確保・育成および組織・体制の整備並びにプロジェクトマネジメントやリスク管理の仕組みの構築等を継続的に進化させ、エンジニアリング能力を向上させていく。
 - ・ 当社は、リスクの低減を計画的に進めるための廃炉全体の主要な作業プロセスを示した「廃炉中長期実行プラン」を主体的に定め、これを着実に実行する。
 - ・ 当社は、福島復興を加速するために、「復興と廃炉の両立に向けた福島の方々へのお約束」に従い、地元での廃炉関連産業の活性化、雇用や技術の創出および人材輩出に積極的に取り組む。
2. 当社は、福島第一原子力発電所の廃炉に必要な資金について、「廃炉等積立金制度」に基づく「廃炉等積立金の取戻しに関する計画」を、主務大臣に承認を受け、確実に確保する。
3. 当社は、福島第一原子力発電所の廃炉を進めるにあたり、いかなる経済的要因があっても廃炉に必要な資金を確保し、安全最優先で組織運営を行う。

この組織運営にあたっては、さまざまなリスクが顕在化あるいは新たに想定される中で、全体最適の観点から優先順位付けを行い、合理的にリスク低減に取り組む。

2. 「7項目」の実施計画への反映案（3/4）

4. 社長は、不確実・未確定な段階でも、重大なリスクを確実にかつ速やかに把握し、安全を最優先した経営上の判断を行い、当社はその内容を社会に速やかに発信する。

また、社長主導のもと、福島第一原子力発電所の事故の原因究明、事故の進展解明につながるような調査や現場保存についても取り組み、他の原子力施設の安全性の向上に貢献する。

5. 当社は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態が未だ福島第一原子力発電所で継続していることを踏まえ、原子力安全・作業安全・設備安全等の観点から、以下の取り組みにより、放射線による被ばくや放射性物質の拡散によるリスクを、現時点以上に拡大させないよう、主体的かつ継続的に低減する。

- ・放射線管理を確実に実施し、廃炉作業に従事する従業員や作業員の被ばくを合理的に可能な限り低減する。
- ・現場の作業環境に配慮した放射性物質の拡散や飛散防止策を講じるとともに、放射線量や放射能濃度のモニタリングおよび分析を継続的かつ確実に実施する。
- ・現場からの提案、リスク情報の活用、世界中の原子力施設の廃止措置や運転経験の収集、技術開発動向の注視、国内外の団体・企業からの学びにより改善する。
- ・新たな事故の発生に備えた訓練を継続的に実施する。

2. 「7項目」の実施計画への反映案（4/4）

6. 社長は、福島第一原子力発電所事故を起こした当事者のトップとして、福島第一原子力発電所の廃炉に対し、全社をあげて取り組む責任を担う。特に、長期にわたる廃炉を支える人材については、社内外から必要な人材を確保するとともに、その育成に努める。

7. 当社は、福島第一原子力発電所の廃炉の現場は常に変化していることから、現場の状況及び想定し得るリスクも日々変化していくことを認識し、最新の状況を把握するとともに、現地現物の観点で、常にリスクの抽出に取り組む。

また、福島第一原子力発電所内外の関係部門からの意見や知見、情報等を一元的に把握・共有し改善しながら、福島第一原子力発電所の安全と品質を高めていく。

※：7項目の回答等とは、原子力規制委員会が示した7つの基本的な考え方、それに対し当社が2017年8月25日原子力規制委員会に提出した回答文書（別添1）及び同年8月30日第33回原子力規制委員会での議論をいう。

以下，参考資料

(KK保安規定認可版と，前回の監視・評価検討会で御提示した実施計画記載案との比較表)

【参考】実施計画Ⅲ 第2条（基本方針）の変更比較表（1/3）

KKで認可された条文

（基本方針）

第2条

当社は、7項目の回答等※で約束した内容を遵守する。遵守にあたっては、「原子力事業者としての基本姿勢」（以下「基本姿勢」という。）を定める。

発電所における保安活動は、基本姿勢に則り、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、健全な安全文化を育成し、及び維持する取り組みを含めた、適切な品質保証活動に基づき実施する。

保安活動における基本姿勢は、以下のとおり。

【原子力事業者としての基本姿勢】

社長は、福島原子力事故を起こした当事者のトップとして、二度と事故を起こさないと固く誓い、福島第一原子力発電所の廃炉はもとより、福島復興及び賠償をやり遂げる。

社長の責任のもと、当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに終わりなき原子力発電所の安全性向上を両立させていく。

その実現にあたっては、地元の要請に真摯に向き合い、決して独りよがりにはならず、地元と対話を重ね、主体性を持って責任を果たしていく。

前回の監視・評価検討会（12/14）で御提示した内容

（基本方針）

第2条

当社は、7項目の回答等※で約束した内容を遵守する。遵守にあたっては、福島第一原子力発電所に適用するための「原子力事業者としての基本姿勢（福島第一原子力発電所）」（以下「基本姿勢」という。）を定める。

発電所における保安活動は、基本姿勢に則り、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、健全な安全文化を育成し、及び維持する取り組みを含めた、適切な品質保証活動に基づき実施する。

保安活動における基本姿勢は、以下のとおり。

【原子力事業者としての基本姿勢（福島第一原子力発電所）】

社長は、福島原子力事故を起こした当事者のトップとして、二度と事故を起こさないと固く誓い、福島第一原子力発電所の廃炉はもとより、福島復興及び賠償をやり遂げる。

社長の責任のもと、当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに終わりなき原子力発電所の安全性向上を両立させていく。

その実現にあたっては、地元の要請に真摯に向き合い、決して独りよがりにはならず、地元と対話を重ね、主体性を持って責任を果たしていく。

【参考】実施計画Ⅲ 第2条（基本方針）の変更比較表（2/3）

8

KKで認可された条文

1. 柏崎刈羽原子力発電所を運転する事業者の責任として福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟とその実績を示す。
 廃炉を進めるにあたっては、計画的にリスクの低減を図り、課題への対応について地元をはじめ関係者の関心や疑問に真摯に応え、正確な情報発信を通じてご理解を得ながら取り組み、廃炉と復興を実現する。
2. 福島第一原子力発電所の廃炉に必要な資金を確保した上で、柏崎刈羽原子力発電所の安全性を向上する。
 福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策に必要な投資を行い、安全性向上を実現する。
3. 原子力発電所の運営は、いかなる経済的要因があっても安全性の確保を前提とする。
4. 不確実・未確定な段階でも、リスクを低減する取組を実施する。
 社長は、自ら安全に絶対はないということを経営層及び社員と共有する。
 重大なリスクを確実かつ速やかに把握し、安全を最優先した経営上の判断を行うとともに、その内容を社会に速やかに発信する。
 また、世界中の運転経験や技術の進歩を学び、継続的なリスク低減を実現する。
5. 規制基準の遵守にとどまらず、自主的に原子力発電所のさらなる安全性を向上する。
 現場からの提案、確率論的リスク評価の活用、国内外の団体・企業からの学びによる改善、過酷事故の訓練等を通じて、自主的にさらなる安全性向上を実現する。

前回の監視・評価検討会（12/14）で御提示した内容

1. 福島原子力事故を起こした当事者の責任として福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟とその実績を示す。
 廃炉を進めるにあたっては、計画的にリスクの低減を図り、課題への対応について地元をはじめ関係者の関心や疑問に真摯に応え、正確な情報発信を通じてご理解を得ながら取り組み、廃炉と復興を実現する。
2. 福島第一原子力発電所の廃炉に必要な資金を確保した上で、安全かつ着実に廃炉をやり遂げる。
3. 福島第一原子力発電所の廃炉に対する運営は、いかなる経済的要因があっても安全性の確保を前提とする。
4. 不確実・未確定な段階でも、リスクを低減する取り組みを実施する。
 社長は、自ら安全に絶対はないということを経営層及び社員と共有する。
 重大なリスクを確実かつ速やかに把握し、安全を最優先した経営上の判断を行うとともに、その内容を社会に速やかに発信する。
 また、世界中の運転・廃炉経験や技術の進歩を学び、継続的なリスク低減を実現する。
5. 規制基準の遵守にとどまらず、自主的に福島第一原子力発電所のさらなる安全性を向上する。
 現場からの提案、リスク情報の活用、国内外の団体・企業からの学びによる改善、福島第一原子力発電所で起こり得る作業員や公衆に影響を与えるおそれのある重大な事象を想定した訓練等を通じて、自主的にさらなる安全性向上を実現する。

【参考】実施計画Ⅲ 第2条（基本方針）の変更比較表（3/3）

KKで認可された条文	前回の監視・評価検討会（12/14）で御提示した内容
<p>6. 社長は、原子炉設置者のトップとして原子力安全の責任を担う。</p> <p>7. 社内の関係部門の異なる意見や知見を一元的に把握し、原子力発電所の安全性を向上する。 現地現物の観点で発電所における課題を抽出し、本社・発電所の情報を一元的に共有し改善することで、安全性向上を実現する。</p> <p>※：7項目の回答等とは、原子力規制委員会が示した7つの基本的な考え方、それに対し当社が2017年8月25日原子力規制委員会に提出した回答文書（別添1）及び同年8月30日第33回原子力規制委員会での議論をいう。</p>	<p>6. 社長は、原子炉設置者のトップとして原子力安全の責任を担う。</p> <p>7. 社内の関係部門の異なる意見や知見を一元的に把握し、福島第一原子力発電所の廃炉に対する安全性を向上する。 現地現物の観点で発電所における課題を抽出し、本社・発電所の情報を一元的に共有し改善することで、安全性向上を実現する。</p> <p>※：7項目の回答等とは、原子力規制委員会が示した7つの基本的な考え方、それに対し当社が2017年8月25日原子力規制委員会に提出した回答文書（別添1）及び同年8月30日第33回原子力規制委員会での議論をいう。</p>